

別表 11 大雨・大雪防止対策の実施基準

区分	内容
補助対象	(1) 浸水防止壁、排水ポンプ 補助対象経費は、大雨による浸水被害を受ける可能性がある園芸用ハウスに対し、浸水防止壁、排水ポンプを整備に係るものとする。 排水ポンプについては、稼働に必須である場合に限り、適正な規模の集水桝等も補助対象とする。ただし、ポンプ稼働に必須ではない場合は、通常の基盤整備とみなし補助対象外とする。 (2) 大雨被害を受けない土地への園芸用ハウスの建て替え 補助対象経費は、大雨による浸水被害を受ける可能性がある園芸用ハウス及びその附帯設備について浸水被害を受けない土地への建て替えに係るものとする。 ア 既存ハウスを活用する場合 既存ハウスの解体・運搬費も補助対象とする。 耐用年数が経過している園芸用ハウスの場合は、移転後7年以上にわたって継続して使用可能であることが確認できること。 耐用年数が経過していない園芸用ハウスの場合は、耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が7年以上であれば移転後残存年数以上、残存年数が7年以内であれば移転後7年以上にわたって、継続して使用可能であることが確認できること。 上記期間継続して使用可能とするために必要な園芸用ハウスの骨格部材、骨格部材と一体的となっている自動谷換気装置・自動サイド巻き上げ装置・施設全面開放装置・換気扇、硬質プラスチックフィルム（硬質プラスチックハウスの場合）、ガラス（ガラス室ハウスの場合の被覆資材としてのガラス）の交換・補強等も補助対象とする。 イ 既存ハウスを活用しない場合 補助対象経費は既存ハウスの解体費及び別表7-1の①における園芸用ハウス等を整備に係るものと同様とする。 耐用年数は新設ハウスと同様とする。 (3) 大雪被害防止にかかる園芸用ハウスの補強資材 補助対象経費は、大雪による被害を受ける可能性がある園芸用ハウスの雪害対策に係る補強資材（タイバー、中柱、筋交い等）を購入するものとする。

(別記様式1号) 第4の3

番 号
〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者

〇〇市(町)長 氏名

〇〇 年度さが園芸 888 整備支援事業実施計画の(変更)承認申請について

さが園芸 888 整備支援事業実施要領第4の規定に基づき、関係書類を添えて(変更)申請します。

(変更の理由)

- ① 添付資料は次のとおりとする
 - ・事業実施計画総括表(別紙A)
 - ・事業実施計画書(別紙B—1 又は別紙B—2)
- ② 事業実施計画の承認申請を行う場合は、(変更)、(変更の理由)を消去すること
- ③ 事業実施計画の変更承認申請を行う場合は、(変更)の()を消去し、変更の理由を記入すること

番
〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

〇〇市（町）長 氏名

〇〇 年度さが園芸 888 整備支援事業の補助金交付決定前着手届

〇〇 年度さが園芸 888 整備支援事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承のうえ、補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 補助金交付決定前に着手する事業実施主体については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。
- 4 補助事業を行うため契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領（平成 24 年 10 月 9 日付）のとおり県内企業と契約するように努め、原則として入札や 3 者以上による見積合わせを実施して業者を決定すること。

【別添】

事業実施主体名	品目名	事業内容	事業量	総事業費 (円)	着 手 予定日	完 了 予定日	理由

(別記様式3号) 第8の1

番
〇〇 年 月 日 号

佐賀県知事 様

〇〇市(町)長 氏名

〇〇 年度さが園芸 888 整備支援事業の事業実施状況について

さが園芸 888 整備支援事業実施要領第8の1 (2) 規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

添付書類 〇〇 年度さが園芸 888 整備支援事業実施状況報告書総括表(別紙G)
及び実施状況報告書(別紙H)を添付すること。

(別記様式4号) 第8の2

番
〇〇 年 月 日 号

佐賀県知事 様

〇〇市(町)長 氏名

〇〇 年度さが園芸 888 整備支援事業の事業評価報告について

さが園芸 888 整備支援事業実施要領第8の2(2)規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

添付書類 〇〇 年度さが園芸 888 整備支援事業評価報告書総括表(別紙G)
及び評価報告書(別紙H)を添付すること。

(別記様式5号) 第8の2

番
○○ 年 月 日 号

佐賀県知事 様

○○市(町)長 氏名

○○ 年度さが園芸 888 整備支援事業の改善状況報告について

さが園芸 888 整備支援事業実施要領第8の2の(4)の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

添付書類 ○○ 年度さが園芸 888 整備支援事業改善状況報告書総括表(別紙G)
及び改善状況報告書(別紙H)を添付すること。

〇〇 年度 さが園芸888整備支援事業 実施計画総括表

市町名															
整理 番号	事業実施主体名	事業区分	市町長特 認の場合 のタイプ	品目名	事業内容	事業量	受益		総事業費 (円)	補助対象事業費 (円)	負担区分(円)			備考	
							戸数(戸)	面積(a)			県費補助金	市町費	その他	1	2
									0						
									0						
									0						
									0						
									0						
									0						
									0						
									0						
									0						
									0						
									0						
計									0		0	0	0		

注1) 各事業実施主体の実施計画書(別紙B-1又はB-2)に基づき記入すること。

注2) 「整理番号」は、市町が事業計画書(別紙B-1又はB-2)に記載した整理番号を転記すること。

注3) 「事業区分」は、「ステップアップ経営者育成対策」の場合は「ステップアップ」を、「新規就農者育成対策」の場合は「新規就農者」を、「経営基盤強化対策」の場合は「経営基盤」を、「園芸団地整備対策」の場合は「園芸団地」と、「効率的な露地野菜集出荷対策」の場合は「効率的集出荷」を選択すること。

注4) 事業区分ごとに分けて金額を記入すること。ただし、同一事業区分内であっても補助率が異なる場合は、補助率毎に行を分けて金額を入力すること。

注5) 「事業内容」は、実施要領別表7-1、7-2を参照して記入すること。

注6) 「備考1」は、事業内容が「さが園芸888整備支援事業費補助金交付要綱」の別表「補助率及び補助金上限額」に掲げる「間接補助事業費の1/3以内」に該当する場合は「1/3」、「間接補助事業費の1/2以内」に該当する場合は「1/2」、「間接補助事業費の13/20以内」に該当する場合は「13/20」を選択すること。ただし、事業区分3(経営基盤強化対策)において中山間地域等に該当する場合は「1/2(中山間)」を選択すること。
また、「新規就農者育成対策」のうち「早急に整備が必要と特に知事が認める場合」は「7/10」と記入すること。

注7) 「備考2」には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額〇〇〇円(県費相当額)」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は「含税額」とそれぞれ記入すること。

注8) 電源立地地域対策交付金を活用して事業に取り組む場合は「備考2」に【電源立地】と記入すること。
また、果樹経営支援対策事業(国庫)を活用して「根域制限栽培施設」「V字ジョイント栽培施設」整備に取り組む場合は「備考2」に【果樹経】と記入すること。

別紙B-1

当初/変更	
-------	--

令和 年度 さが園芸888整備支援事業 実施(変更)計画書 (2戸以上事業実施主体 総括表)

市町名		品目名		代表者	職名		園芸産地 888計画	策定主体名	策定・見直し（予定）年月日
整理番号		事業実施主体名			氏名				

1. 事業の目的（変更の理由）

2. 成果目標

事業区分	成果目標	現状値（令和 年度）	目標値（令和 年度）	数値目標の根拠・検証方法

※成果目標（Ａ）又は（Ｂ）を選択した場合は、ステップアップ計画書（別紙Ｃ）を添付すること。

3. 事業総括表

受益者名	総事業費 (円)					消費税の 課税区分	備考
		補助対象事業費	県費補助金	市町費	その他		
合計							

※備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇〇円（県費相当額）」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

※受益者毎に事業費を記入してください。ただし、共同利用する機械等については、この限りではありません。

4. 事業内容

別添（2戸以上事業実施主体 個人票）のとおり

5. 共同性の確保

共同作業等の内容（農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合に、2つ以上にチェックを入れる）	
☐ 補助事業で導入した施設・機械・装置等の共同施工、設置	
☐ 共同作業（1つ以上共同作業を選択し、右の（ ）に記載すること）	（ ）
☐ 栽培管理現地確認会や研修会の開催	
☐ 施設、装置、資材等の維持管理や栽培管理に必要な資材等の共同購入	